

平成30年5月吉日

地域産業保健センター
利用事業主 各位

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター

地域産業保健センター利用に関するお知らせ

日頃より当センターの事業運営にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

地域産業保健センターは、事業場における労働者の健康確保対策の推進に当たり、法令に関する知識や産業保健体制が必ずしも十分ではない中小企業・小規模事業者等に対する支援として、労働者数が50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という）を対象として、労働者の健康の確保に関する相談対応等を実施しています。

このような中、厚生労働大臣諮問機関である労働政策審議会の建議「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」において、国は産業医・産業保健機能の強化措置に関し、中小企業においても円滑に進められるよう、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターについてその周知及び利用促進を実施していくなど必要な支援を行うことが適当であるとされました。

これを受け、中小企業の小規模事業場に対する支援の充実を図るため、いわゆる「大企業」の支店、営業所等について、特に、総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について統括的に指導を行う産業医。企業における名称の如何に関わらない。）が企業内にいる小規模事業場は、平成31年度から当事業の利用対象外とすることとなりました。

当地域産業保健センター利用者の皆様方におかれましては、当事業の趣旨をご理解いただき、産業保健活動への一層の取組をお願い致します。

地域産業保健センターの利用について、ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。